

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消した件 二五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 二五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二五
- 土地改良事業計画を変更することを確認した件 二五
- 土地改良事業計画を変更することに同意した件 二五
- ふくしま県民の森施設等の使用料の徴収及び収納事務を委託した件 二五

公 告

- 福島県林業・木材産業改善資金に係る公金の収納事務を委託した件 二五
- 保安林の指定を解除する予定である件 二五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 二五
- 福島県公安委員会 二五
- 遺失物法施行令による特例施設占有者を指定した件 二五
- 福島県選挙管理委員会 二五
- 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となった件 二五

告 示

福島県告示第三百一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十九号)第三十五条の十第一項の規定により、認定液化石油ガス販売事業者の認定を次のとおり取り消した。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

齋藤 静子

二 住所

相馬郡新地町谷地小屋字釣師二十七番地
認定取消しの年月日
平成二十年四月七日

(消防保安課)

福島県告示第三百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年四月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール門田店 会津若松市東年貢二丁目四十四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 - 1 国道百十八号を南方面から走行し、交差点イ(来客車両誘導経路図)を右折する車両の交通量については、B棟が開店し一定期間経過後に、交通量調査を実施することとし、その結果によつては、渋滞解消のための対応方法を関係機関と十分に協議すること。
 - 2 国道百十八号線南方面からの入口⑥(来客車両誘導経路図)への走行車両の右折流入の禁止を促すため、看板等を出入口付近に設置し国道上での事故や渋滞等を発生させないように努めること。
 - 3 店舗東側の地元住民等の交通安全を確保するため、カーブミラーや周辺道路の外側線の設置等を含め、関係機関との協議のうえ、十分に対応すること。
 - 4 荷さばきの処理については、再度、搬入搬出業者に対して、時間帯や経路の遵守を指導徹底すること。
 - 5 開店後においても、騒音や光害等による周辺住民からの苦情等があつた場合には、速やかに誠意のある対応を行うこと。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年四月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー郡山店 郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年四月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ会津若松本店 会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年四月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 須賀川市崩免二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三春町土地改良区から平成二十年三月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月八日認可した。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、安積疏水土地改良区が久留米地区基盤整備促進事業（農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十年四月四日認可した。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、いわき市が長ノ町地区元気な地域づくり交付金事業（農業生産基盤整備一般）に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十年四月二日同意した。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年四月十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
ふくしま県民の森施設等使用料徴収及び収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 徴収及び収納の事務を委託する期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(森林整備課)

福島県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年四月十五日

一 委託した事務の範囲及び内容
 福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
 二 受託者の名称及び所在地
 福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町一丁目二四四番地一
会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三二八番地八
耶麻西部森林組合	同 市山都町字谷地二二八一番地一
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙二四六〇
会津若松地方森林組合	会津若松市城前二番三号
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六
田島町森林組合	同 郡南会津町田島字行司七六
只見町森林組合	同 郡只見町大字只見字宮前一三九〇
伊南村森林組合	同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇
館岩村森林組合	同 郡同 町松戸原五一
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四
飯館村森林組合	相馬郡飯館村草野字本町八三
双葉地方森林組合	双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地
いわき市森林組合	一 いわき市平字正内町一〇七番地三
福島県木材協同組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県郡山地区木材製材協同組合	郡山市田村町金沢字大六 一四九番地一〇
東白製材協同組合	東白川郡塙町大字台宿字下稲荷沢三八五番地
相馬木材産業協同組合	一 相馬市光陽二丁目二番地一二
原町木材製材協同組合	南相馬市原町区旭町二丁目六五
浪江製材協同組合	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町四四番地一
福島県勿来地区木材製材協同組合	いわき市佐糠町碓田一一

三 収納の事務を委託する期間
 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

福島県告示第三百十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
 平成二十年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（林業振興課）

- 一 解除予定保安林の所在場所
 双葉郡大熊町大字野上字姥神一〇の三、一二の四、一二の五
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 道路用地とするため

（治山対策課）

公 告

公告第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、上三寄地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成二十年一月三十一日完了したので公告する。
 平成二十年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

公告第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、天満地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成二十年三月四日完了したので公告する。
 平成二十年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、高田中央地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成二十年三月二十八日完了したので公告する。
 平成二十年四月十五日

平成二十年四月十五日

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第17号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により、特例施設占有者として次のとおり指定した。

平成20年 4月15日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

- 1 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
常磐興産株式会社 福島県いわき市常磐藤原町蔵平50番地
取締役社長 斎藤 一彦
- 2 施設の名称及び所在地
常磐興産株式会社レジヤークリート事業部スパリゾートハワイアンズ 福島県いわき市常磐藤原町蔵平50番地
- 3 指定年月日
平成20年 3月18日

(公 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。

平成二十年四月十五日

福島県選挙管理委員会
委員長 新 妻 威 男

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	摘要
安島きよし後援会	田中 達雄	八田 俊明	いわき市平字佃町一番地	政党以外
新しい相馬市を創る勝	大谷 彰	佐久間 清	相馬市中村字桜ヶ丘一	同

手連プロジェクトS	鈴木 伊佐	登	九六一二
飯澤年男後援会	猪狩 守	好	須賀川市影沼町二五〇―三
猪狩まもる後援会	猪狩 哲男	同	双葉郡檜葉町北田字堂後三一
伊藤弘明後援会	高橋 博	同	喜多方市字舞台田三一―一七―五
伊藤勝後援会	伊藤 勝	同	耶麻郡西会津町野沢字牧乙三九二
今泉文克後援会	稲田 健吉	同	岩瀬郡鏡石町鏡沼二四六
江花よしひろ後援会	三瓶 英才	同	会津若松市慶山二丁目一番三二号
大竹隆後援会	二瓶 聡	同	会津若松市大塚二丁目三一五
小丸哲也後援会	山田 安隆	同	双葉郡浪江町大字小丸字下平一二
風間定雄後援会	風間 定雄	同	大沼郡会津美里町鶴野辺字館越乙三四二―一
加藤和信後援会	関 昌弘	同	二本松市油井字福岡八
菅野忠後援会	木口 重	同	相馬市石上字鶴沢三六〇―一三
菊地武司後援会	菊地 武司	同	田村市船引町南移字越田和一六九
小林正幸後援会	門馬 芳武	同	南相馬市小高区大井字
	門馬 正人	同	

渡辺平一後援会	渡辺文太郎後援会	横山精一後援会	
日下部 準	尾沢 吉次	鈴木 稔	郎
渡辺 金佐	渡辺 昌夫	安部 幸雄	
二本松市原七太畑三二 六一番地	田村市船引町芦沢字大 津久保六六	双葉郡浪江町棚塩字越 福堂一	才地六七七一
同	同	同	